

経営者保証に関する相談にはこう対応しよう

取引先からの経営者保証に関する相談に対し、どう対応すればよいか解説します。

①～④：飛騨信用組合常務理事 黒木正人
⑤～⑩：十六銀行マーケット戦略チーム 課長代理 中小企業診断士 田代達生

〈経営者保証ガイドラインの説明時〉

取引先の相談 ①

どんな状況なら経営者保証がなくても融資してもらえない？
当社の場合は経営者保証はどうなるの？



経 営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）では、「主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達することを希望する場合に、まずは、以下のような経営状況であることが求められる」として、経営者保証なしの融資を受け、あるいは保証を外すために債務者・保証人が努力すべき3要件が次のように定められています。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

② 財務基盤の強化
③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

取引先から「どんな状況なら経営者保証なしになるの？うちの経営者保証はどうかな？」といった質問を受けたときは、これらを分かりやすく説明することになります。

確な区分・分離とは、法人の業務や経理、資産所有等に関して、法人と経営者の関係が明確に区分・分離されている状況、また、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、貸付等）を社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制が整備されている状況をいいます。

経営者保証に関するガイドラインQ&A（以下、Q&A）においては、資産の分離と経理・家計の分離について次のような例示がな

されています。

資産の分離については、法人の事業継続に必要な資産（本社の土地・建物、工場の土地・建物、営業車両など）は法人所有であることが望ましいとされています。

しかし中小企業においては「法人の資金調達のために、経営者が保有する法人の事業活動に必要な資産が担保提供されている」「自宅が店舗を兼ねている」「自家用車が営業車を兼ねている」など、明確な分離が困難な場合もあります。こうした場合は、法人が経営者に適切な賃料を支払っているような関係ならば、実質的に法人と個人が分離しているものと考えられるということです。

経理・家計の分離については、事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した飲食代等の費用を法人の経費処理としないなどの対応が求められます。

また、法人と経営者の間の資金のやりとりにおける「社会通念上適切な範囲」については、Q&A

によると、法人の規模・事業内容・収益力等によって異なってくるため、必要に応じて公認会計士や税理士等の外部専門家による検証結果等を踏まえ、対象債権者が個別に判断することになります。

明確な一定の基準が存在するわけではなく、債務者の状況に応じて個別に判断を行うことが必要です。

適時適切な情報開示が望まれる

②の財務基盤の強化とは、経営者保証による信用力の補完がなくても、事業に必要な資金を単独で円滑に調達し返済できる財務基盤を有する状況と財務状況、および経営成績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み信用力を強化している状況をいいます。

目指すべき財務基盤については、Q&Aにおいて次のような例示がなされています。

・業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること

・業績はやや不安定ではあるものの、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断し得ること

・内部留保は潤沢とはいえないものの、好業績が続いており、今後も借入れを順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高いこと

③の財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保とは、金融機関からの情報開示要請に対して、取引先が正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明する状況をいいます。

具体的には、取引先（経営者を含む）の資産・負債状況、事業計画や業績見通しおよびその進捗等に関する情報が対象となります。

この際には、開示情報の信頼性向上の観点から、外部専門家による検証を行い、その検証結果を合わせた開示が望まれます。のちに事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合は自発的に報告するなど、適時適切な情報開示に努める

ことも求めています。

望まれる情報開示の状況については、Q&Aにおいて次のような例示がなされています。

・貸借対照表と損益計算書のみでなく、各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を提出すること

・期中の財務状況を確認するため、年に1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告を行うこと

以上①～③の3要件について、取引先がどのような状況にあるかを、ガイドラインを示しながら1つひとつ説明し、適用の可否を判断しましょう。

対応のポイント！

- ガイドラインに規定される3要件の充足が求められることを説明する
- 取引先とともに、3要件と実際の状況を照らして、経営者保証の必要性を判断